★狩猟者登録証は有効期間の満了後30日以内に返納してください★

新潟県鳥獣保護区等位置図
（令和７年度）

1：200,000

狩　猟　期　間　11月15日から翌年2月15日まで

※イノシシ及びニホンジカに限り3月15日まで（ただし、イノシシについては佐渡市及び粟島浦村、ニホンジカについては佐渡市を除く）

新潟県で狩猟をする人のために

1. この図面は鳥獣保護区等の位置の概略を示したものですから、正確な位置は **裏面の説明文で確認** してください。また、狩猟の際は **標識を確認** してください。
   図面番号が反転している所は、今年度、新規に指定した所又は区域を変更した所ですので、よく確認してください。
   図面で区域が明確に判別できないときは、最寄りの地域振興局健康福祉（環境）部又は県庁環境対策課に照会するか、地元の関係者等にたずねて、誤りのないように狩猟してください。
2. 狩猟に出るときは、**「狩猟者登録証」**と**「銃砲所持許可証」**を携帯し、**「狩猟者記章」**を見えやすいところに付けることを忘れないでください。
3. 銃猟ができる時間は、**日の出から日没まで** です。新聞等でその日の時間をよく調べてから狩猟に出かけましょう。
4. 国有林野内で銃猟をする場合は、管轄の森林管理署等に **「入林届」**を提出してください。（入林届及び国有林野区域の詳細は、お近くの森林管理署等で確認してください。）
5. 狩猟者登録証は、有効期間の満了後 **30日以内** に返納してください。

1. 県指定鳥獣保護区一覧

図面番号	地域機関名	名称（区分）	位置又は区域	面積（ha）	存続期間
1	村上	粟島（集団渡来地）	粟島浦村地内	986	令6.11.1～令16.10.31
2	〃	立島特別保護地区	〃	30	〃6.11.1～〃16.10.31
3	〃	山北（森林鳥獣生息地）	村上市地内	450	〃6.11.1～〃16.10.31
3	〃	三面（森林鳥獣生息地）	〃	2,138	〃6.11.1～〃16.10.31
4	〃	瀬波（森林鳥獣生息地）	〃	637	〃6.11.1～〃16.10.31
5	〃	お墓場（身近な鳥獣生息地）	〃	418	〃6.11.1～〃16.10.31
6	〃	鷹の巣（森林鳥獣生息地）	関川村地内	1,152	〃6.11.1～〃16.10.31
7	新発田	乙（森林鳥獣生息地）	胎内市地内	656	平28.11.1～〃8.10.31
8	〃	鼓岡（身近な鳥獣生息地）	〃	84	〃29.11.1～〃9.10.31
9	**〃**	**貝屋（身近な鳥獣生息地）**	**新発田市地内**	**5**	**令7.11.1～〃27.10.31**
10	〃	原巻（身近な鳥獣生息地）	胎内市地内	42	〃4.11.1～〃24.10.31
11	〃	藤塚浜（身近な鳥獣生息地）	新発田市地内	203	〃3.11.1～〃13.10.31
12	**〃**	**清水潟（集団渡来地）**	**〃**	**25**	**〃7.11.1～〃27.10.31**
13	**〃**	**弁天潟（集団渡来地）**	**聖籠町地内**	**7**	**〃7.11.1～〃27.10.31**
14	**〃**	**五十公野公園（集団渡来地）**	**新発田市地内**	**128**	**〃7.11.1～〃27.10.31**
15	〃	胎内（森林鳥獣生息地）	胎内市地内	3,346	〃6.11.1～〃26.10.31
16	〃	北設島（森林鳥獣生息地）	新発田市・胎内市地内	9,180	〃2.11.1～〃12.10.31
17	**〃**	**松浦（身近な鳥獣生息地）**	**新発田市地内**	**21**	**〃7.11.1～〃27.10.31**
18	〃	山崎（身近な鳥獣生息地）	阿賀野市地内	12	平30.11.1～〃10.10.31
19	新発田・新潟	五頭連峰（森林鳥獣生息地）	阿賀野市・阿賀町地内	1,921	令5.11.1～〃25.10.31
20	〃	宝珠山（森林鳥獣生息地）	〃	974	平30.11.1～〃20.10.31
21	**新潟**	**愛宕山（身近な鳥獣生息地）**	**五泉市地内**	**5**	**令7.11.1～〃27.10.31**
22	**〃**	**西津（森林鳥獣生息地）**	**阿賀町地内**	**258**	**〃7.11.1～〃27.10.31**
23	**〃**	**鎧潟山（森林鳥獣生息地）**	**〃**	**70**	**〃7.11.1～〃27.10.31**
24	**〃**	**西山（森林鳥獣生息地）**	**〃**	**350**	**〃7.11.1～〃27.10.31**
25	〃	月山（森林鳥獣生息地）	〃	50	〃2.11.1～〃22.10.31
26	環境対策課	新潟角田山（身近な鳥獣生息地）	新潟市地内	4,818	〃3.11.1～〃13.10.31
27	〃	鳥屋野潟（集団渡来地）	〃	284	平25.11.1～〃15.10.31
28	〃	秋葉（森林鳥獣生息地）	〃	555	〃29.11.1～〃9.10.31
29	三条・燕総務事務所	弥彦（森林鳥獣生息地）	弥彦村・新潟市・長岡市地内	2,911	〃24.11.1～〃14.10.31
30	三条	渡部（森林鳥獣生息地）	燕市地内	104	令1.11.1～〃21.10.31
31	〃	国上山（身近な鳥獣生息地）	〃	100	平19.11.1～〃9.10.31
32	〃	加茂山（身近な鳥獣生息地）	加茂市地内	14	〃27.11.1～〃17.10.31
33	〃	宮笥山（森林鳥獣生息地）	〃	618	〃27.11.1～〃17.10.31
34	〃	八木ヶ鼻（希少鳥獣生息地）	三条市地内	0.4	〃19.11.1～〃9.10.31
	〃	八木ヶ鼻特別保護地区	〃	0.4	〃19.11.1～〃9.10.31
35	〃	笠堀峰（希少鳥獣生息地）	〃	3,809	〃25.11.1～〃15.10.31
		笠堀特別保護地区		3,809	〃25.11.1～〃15.10.31
36	三条・魚沼	守門（森林鳥獣生息地）	三条市・魚沼市地内	3,725	〃22.11.1～〃12.10.31
37	長岡	新田観音山（身近な鳥獣生息地）	見附市地内	21	〃26.11.1～〃16.10.31
38	〃	栃尾中央（身近な鳥獣生息地）	長岡市地内	166	令4.11.1～〃24.10.31
39	〃	秋葉山（森林鳥獣生息地）	〃	68	平19.11.1～〃9.10.31
40	**〃**	**悠久山（身近な鳥獣生息地）**	**〃**	**80**	**令7.11.1～〃27.10.31**
41	〃	八方台（いこいの森（森林鳥獣生息地））	〃	10	〃4.11.1～〃24.10.31
42	〃	中野俣（身近な鳥獣生息地）	〃	31	〃6.11.1～〃26.10.31
43	〃	延命寺ヶ原（森林鳥獣生息地）	〃	493	平22.11.1～〃12.10.31
44	〃	船岡山・山本山（森林鳥獣生息地）	小千谷市地内	453	令4.11.1～〃24.10.31
45	〃	山ノ相川（森林鳥獣生息地）	長岡市地内	375	〃6.11.1～〃26.10.31
46	魚沼	御嶽山（身近な鳥獣生息地）	魚沼市地内	484	平26.11.1～〃16.10.31
47	〃	成田山（森林鳥獣生息地）	〃	302	〃24.11.1～〃14.10.31
48	〃	亀城堂（森林鳥獣生息地）	〃	725	〃27.11.1～〃17.10.31
49	〃	浅草岳（森林鳥獣生息地）	〃	1,321	〃20.11.1～〃10.10.31
50	〃	湯之谷薬師岳（大規模鳥獣生息地）	〃	38,128	〃25.11.1～〃15.10.31
		尾瀬特別保護地区	〃	322	〃25.11.1～〃15.10.31
51	魚沼・南魚沼	越後三山（森林鳥獣生息地）	魚沼市・南魚沼市地内	4,515	〃20.11.1～〃10.10.31
52	南魚沼	十字峡（森林鳥獣生息地）	南魚沼市地内	8,847	令5.11.1～〃15.10.31
53	**〃**	**坂戸山（森林鳥獣生息地）**	**〃**	**1,283**	**〃7.11.1～〃27.10.31**
54	〃	雲洞庵（身近な鳥獣生息地）	〃	2	〃6.11.1～〃26.10.31
55	〃	中之島（森林鳥獣生息地）	〃	720	〃6.11.1～〃26.10.31
56	〃	万太郎山（森林鳥獣生息地）	湯沢町地内	5,294	平25.11.1～〃12.10.31
57	〃	佐武流山（森林鳥獣生息地）	〃	4,446	令5.11.1～〃15.10.31
58	南魚沼・十日町	清津峡（森林鳥獣生息地）	湯沢町・十日町市地内	1,467	平22.11.1～〃12.10.31
59	〃	面場山（森林鳥獣生息地）	〃	4,188	〃22.11.1～〃12.10.31
60	十日町	伊達原（森林鳥獣生息地）	十日町市地内	940	令6.11.1～〃16.10.31
61	〃	松之山（森林鳥獣生息地）	〃	1,530	〃6.11.1～〃16.10.31
62	**〃**	**鷹ヶ窪（森林鳥獣生息地）**	**津南町地内**	**341**	**〃7.11.1～〃17.10.31**
63	柏崎	長橋大池（集団渡来地）	柏崎市地内	214	〃2.11.1～〃22.10.31
64	〃	柏崎港（身近な鳥獣生息地）	〃	375	〃4.11.1～〃24.10.31
65	〃	柏崎（身近な鳥獣生息地）	〃	500	〃6.11.1～〃26.10.31
66	**〃**	**八石山（森林鳥獣生息地）**	**〃**	**277**	**〃7.11.1～〃27.10.31**
67	柏崎・上越	米山（森林鳥獣生息地）	柏崎市・上越市地内	2,336	〃4.11.1～〃24.10.31
68	上越	中頸城海岸（身近な鳥獣生息地）	上越市地内	2,468	〃4.11.1～〃14.10.31
69	〃	大池（集団渡来地）	〃	350	〃6.11.1～〃26.10.31
70	〃	春日山（身近な鳥獣生息地）	〃	70	〃6.11.1～〃26.10.31
71	〃	二百寺の森（身近な鳥獣生息地）	〃	37	平28.11.1～〃8.10.31
72	〃	高田城跡（集団渡来地）	〃	63	令6.11.1～〃26.10.31
73	**〃**	**山部（身近な鳥獣生息地）**	**〃**	**95**	**〃7.11.1～〃17.10.31**
74	**〃**	**いもり池（森林鳥獣生息地）**	**妙高市地内**	**87**	**〃7.11.1～〃17.10.31**
75	上越・糸魚川	妙高山（大規模鳥獣生息地）	妙高市・糸魚川市地内	13,846	〃6.11.1～〃26.10.31
	〃	火打山特別保護地区	〃	2,516	〃6.11.1～〃26.10.31
76	〃	筒山（森林鳥獣生息地）	上越市・糸魚川市地内	2,785	平29.11.1～〃9.10.31
77	糸魚川	能生（身近な鳥獣生息地）	糸魚川市地内	413	令5.11.1～〃15.10.31
78	〃	丹不見の池（森林鳥獣生息地）	〃	180	〃6.11.1～〃16.10.31
79	〃	鉄ヶ仙（森林鳥獣生息地）	〃	1,265	平29.11.1～〃9.10.31
80	**〃**	**小滝（森林鳥獣生息地）**	**〃**	**560**	**令7.11.1～〃17.10.31**
81	〃	白馬連峰（森林鳥獣生息地）	〃	7,875	〃2.11.1～〃12.10.31
	〃	白馬連峰特別保護地区	〃	1,452	〃2.11.1～〃12.10.31
82	佐渡	金北山（森林鳥獣生息地）	佐渡市地内	1,822	〃1.11.1～〃11.10.31
83	〃	加茂湖（集団渡来地）	〃	730	平30.11.1～〃10.10.31
84	〃	新穂（身近な鳥獣生息地）	〃	260	令5.11.1～〃15.10.31
	〃	新穂特別保護地区	〃	2	〃5.11.1～〃15.10.31
85	**〃**	**真野公園（身近な鳥獣生息地）**	**〃**	**13**	**〃7.11.1～〃17.10.31**
86	〃	一の宮（身近な鳥獣生息地）	〃	66	平29.11.1～〃9.10.31
87	〃	城山（身近な鳥獣生息地）	〃	15	令2.11.1～〃12.10.31
	計	87か所（特別保護地区7か所）		152,968.4（特別保護地区 8,131.4）	

2. 国指定鳥獣保護区一覧

図面番号	地域機関名	名称（区分）	位置又は区域	面積（ha）	存続期間
88	新発田	瓢湖（集団渡来地）	阿賀野市地内	281	平27.11.1～令17.10.31
	〃	瓢湖特別保護地区	〃	24	〃27.11.1～〃17.10.31
89	村上	大鳥朝日（希少鳥獣生息地）	村上市地内	9,608	〃26.11.1～〃16.10.31
	〃	大鳥朝日特別保護地区	〃	4,050	〃26.11.1～〃16.10.31
90	環境対策課・新発田	福島潟（集団渡来地）	新潟市・新発田市地内	231	〃26.11.1～〃16.10.31
91	環境対策課	佐潟（集団渡来地）	新潟市地内	251	〃22.11.1～〃12.10.31
92	佐渡	二宮・小佐渡東部（希少鳥獣生息地）	佐渡市地内	12,919	〃30.11.1～〃10.10.31
	〃	小佐渡東部特別保護地区	〃	735	〃30.11.1～〃10.10.31
	計	5か所（特別保護地区3か所）		23,290（特別保護地区 4,809）	

3. 特定猟具（銃器）使用禁止区域一覧

図面番号	地域機関名	名称	位置又は区域	面積（ha）	存続期間
101	村上	百川・九日市	村上市地内	55	令3.11.1～令13.10.31
102	新発田	八幡	胎内市地内	58	平30.11.15～〃10.11.14
103	〃	築地原	〃	220	令6.11.1～〃16.10.31
104	環境対策課・新発田	松浜・新潟東港	新潟市・聖籠町地内	3,197	〃6.10.15～〃16.10.14
105	**環境対策課**	**阿賀野川下流**	**新潟市地内**	**422**	**〃7.11.1～〃17.10.31**
106	〃	新潟空港	〃	430	〃4.11.1～〃14.10.31
107	〃	通船川水面釣木場	〃	246	平28.11.1～〃8.10.31
108	〃	信濃川	〃	596	令6.10.15～〃16.10.14
109	〃	鳥屋野潟	〃	547	平28.11.1～〃8.10.31
110	〃	小阿賀野川	〃	331	〃30.11.1～〃10.10.31
111	〃	新津川・能代川	〃	413	令5.11.1～〃15.10.31
112	〃	東大通川	〃	34	平28.11.1～〃8.10.31
113	〃	信濃堤	〃	180	〃30.10.15～〃10.10.14
114	〃	福島潟放水路	〃	60	令2.11.1～〃12.10.31
115	新発田・新潟	阿賀野川	阿賀野市・五泉市地内	458	平29.11.15～〃9.11.14
116	新潟	小山田	五泉市地内	120	〃30.11.1～〃10.10.31
117	〃	町屋	〃	65.9	〃29.11.1～〃9.10.31
118	三条	中ノ口川	燕市地内	155	〃28.11.15～〃8.11.14
119	〃	下条川	加茂市地内	38.4	令4.10.15～〃14.10.14
120	〃	加茂川	加茂市・田上町地内	131	平29.10.15～〃9.10.14
121	**〃**	**県央総合運動公園多目的ゲレンデ**	**三条市地内**	**61**	**令7.10.15～〃17.10.14**
122	〃	三条市中堀ミヤコ池釣堀	〃	140	〃6.11.1～〃16.10.31
123	〃	長野浄水場	〃	36	平30.11.1～〃10.10.31
124	三条・長岡	信濃川・大河津分水路沿岸	燕市・長岡市地内	165	令4.11.15～〃14.11.14
125	長岡	中部工業団地	見附市地内	138	〃1.10.15～〃11.10.14
126	〃	細島	〃	43	〃6.11.1～〃16.10.31
127	〃	長岡中央	長岡市地内	576	平29.11.1～〃9.10.31
128	〃	藤橋遺跡	〃	33	令6.11.1～〃16.10.31
129	南魚沼	浦佐	南魚沼市地内	10.2	〃4.11.1～〃14.10.31
130	〃	魚野川	〃	53	〃5.11.1～〃15.10.31
131	〃	伊佐田川	〃	1.6	〃4.11.1～〃14.10.31
132	**〃**	**塩沢**	**〃**	**81**	**〃7.10.15～〃17.10.14**
133	**十日町**	**浅河原**	**十日町市地内**	**20**	**〃7.10.15～〃17.10.14**
134	柏崎	刈羽新池	刈羽村地内	2.8	〃6.11.1～〃16.10.31
135	〃	松波	柏崎市地内	108	〃5.11.1～〃15.10.31
136	〃	北鯖石小学校	〃	120	〃4.11.1～〃14.10.31
137	〃	新道	〃	8.6	平29.11.1～〃9.10.31
138	上越	長峰池	上越市地内	133	〃28.11.1～〃8.10.31
139	〃	西福島	〃	197	〃28.11.1～〃8.10.31
140	〃	保倉川	〃	193	〃28.11.1～〃8.10.31
141	〃	上越野	〃	180	令3.11.1～〃8.10.31
142	**〃**	**茶屋ヶ原・貴瀬**	**〃**	**47**	**〃7.10.15～〃17.10.14**
143	〃	長池	〃	91	〃2.11.1～〃12.10.31
144	〃	石橋・新光町	〃	28	〃2.10.15～〃12.10.14
145	〃	谷内池	〃	13.1	〃4.11.1～〃14.10.31
146	〃	三和	〃	41.7	〃6.11.1～〃26.10.31
147	〃	関山演習場	上越市・妙高市地内	2,121.7	〃4.11.1～〃14.10.31
148	〃	妙高	妙高市地内	116	〃4.11.1～〃14.10.31
	計	48か所		12,518.0	

4. 指定猟法（鉛散弾）禁止区域一覧

図面番号	地域機関名	名称	位置又は区域	面積（ha）	存続期間
151	環境対策課・新発田	阿賀野川	新潟市・阿賀野市地内	360.2	平12.11.15～
	計	1か所		360.2	

5. 休猟区一覧

図面番号	地域機関名	名称	位置又は区域	面積（ha）	存続期間
201	佐渡	入川	佐渡市地内	2,997	令5.10.15～令8.10.14
202	〃	小倉	〃	2,922	〃6.10.15～〃9.10.14
203	**〃**	**真野**	**〃**	**4,200**	**〃7.10.15～〃10.10.14**
	計	3か所		10,119	

捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	1日の制限羽（頭）数
キジ及びヤマドリ（但し、メスキジ及びメスヤマドリは捕獲禁止）	合計して2羽
コジュケイ	5羽
エゾライチョウ	2羽
オナガガモ、コガモ、ヨシガモ、マガモ、カルガモ、ヒドリガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して6羽（ただし、銃を使用する場合にあっては、狩猟期間を通じて200羽）。
ヤマシギ及びタシギ	合計して5羽
キジバト	10羽

凡例

鳥獣保護区 ①～92	野生鳥獣の保護を図るために指定されたもので、この区域内での狩猟は禁止されています。
特別保護地区（鳥獣保護区）	狩猟の禁止だけでなく、樹木の伐採などの自然を破壊する行為はすべて禁止されています。
特定猟具（銃器）使用禁止区域 ⑩1～⑭8	散弾銃・空気銃等の銃器を用いた狩猟による危険を未然に防止するため等に指定した区域です。その付近で狩猟をするときは特に注意しましょう。
指定猟法（鉛散弾）禁止区域 ⑮1	水鳥を鉛弾中毒から守るために設定されたもので、この区域内では鉛散弾銃を用いた狩猟は禁止されています。
休猟区 ⑳1～⑳3	3年間狩猟を禁止することで、狩猟鳥獣の自然増殖を図り、今後の狩猟の持続性を確保する目的で指定した区域です。その付近で狩猟をするときは特に注意しましょう。
特別保護地区（国立・国定公園）	樹木の伐採・植物の採取・土石の採取などが禁止されるだけでなく狩猟も禁止されています。
国有林野	銃猟の目的で国有林野へ入林する場合は、入林届を行ってください。（入林届及び国有林野区域の詳細は、お近くの森林管理署等で確認してください。）

◎標識鳥回収のお願い

渡り鳥等の生態調査をするため世界各国で鳥に足輪をつけて放鳥しています。

このような鳥を回収したときは、回収年月日、場所、種類、回収時の状況を最寄りの地域振興局健康福祉（環境）部又は県庁環境対策課へ届けてください。

新潟市における「日の出」「日の入」時刻表

※2月16日から3月15日は（イノシシ及びニホンジカに限る（イノシシについては佐渡市及び粟島浦村、ニホンジカについては佐渡市を除く））

日	曜	令和7年11月 日の出	令和7年11月 日の入	曜	令和7年12月 日の出	令和7年12月 日の入	日	曜	令和8年1月 日の出	令和8年1月 日の入	曜	令和8年2月 日の出	令和8年2月 日の入	曜	令和8年3月 日の出	令和8年3月 日の入
		時 分	時 分		時 分	時 分			時 分	時 分		時 分	時 分		時 分	時 分
1				月	6 40	16 25	1	木	7 00	16 35	日	6 48	17 07	日	6 16	17 37
2				火	6 41	16 25	2	金	7 00	16 36	月	6 48	17 08	月	6 15	17 38
3				水	6 42	16 25	3	土	7 00	16 37	火	6 47	17 09	火	6 13	17 39
4				木	6 43	16 25	4	日	7 00	16 38	水	6 46	17 10	水	6 12	17 40
5				金	6 44	16 24	5	月	7 00	16 38	木	6 45	17 11	木	6 10	17 41
6				土	6 45	16 24	6	火	7 00	16 39	金	6 44	17 12	金	6 09	17 42
7				日	6 46	16 24	7	水	7 00	16 40	土	6 43	17 13	土	6 08	17 43
8				月	6 47	16 24	8	木	7 00	16 41	日	6 42	17 15	日	6 06	17 44
9				火	6 48	16 25	9	金	7 00	16 42	月	6 41	17 16	月	6 05	17 45
10				水	6 48	16 25	10	土	7 00	16 43	火	6 40	17 17	火	6 03	17 46
11				木	6 49	16 25	11	日	6 59	16 44	水	6 39	17 18	水	6 02	17 47
12				金	6 50	16 25	12	月	6 59	16 45	木	6 38	17 19	木	6 00	17 48
13				土	6 51	16 25	13	火	6 59	16 46	金	6 36	17 20	金	5 59	17 49
14				日	6 51	16 25	14	水	6 59	16 47	土	6 35	17 21	土	5 57	17 50
15	土	6 24	16 32	月	6 52	16 26	15	木	6 58	16 48	日	6 34	17 22	日	5 56	17 51
16	日	6 25	16 32	火	6 53	16 26	16	金	6 58	16 49	月	6 33	17 23			
17	月	6 26	16 31	水	6 53	16 26	17	土	6 58	16 50	火	6 32	17 24			
18	火	6 27	16 30	木	6 54	16 27	18	日	6 57	16 51	水	6 31	17 25			
19	水	6 28	16 30	金	6 55	16 27	19	月	6 57	16 52	木	6 29	17 27			
20	木	6 29	16 29	土	6 55	16 28	20	火	6 56	16 53	金	6 28	17 28			
21	金	6 30	16 29	日	6 56	16 28	21	水	6 56	16 54	土	6 27	17 29			
22	土	6 31	16 28	月	6 56	16 29	22	木	6 55	16 56	日	6 26	17 30			
23	日	6 32	16 28	火	6 57	16 29	23	金	6 55	16 57	月	6 24	17 31			
24	月	6 33	16 27	水	6 57	16 30	24	土	6 54	16 58	火	6 23	17 32			
25	火	6 34	16 27	木	6 58	16 30	25	日	6 54	16 59	水	6 22	17 33			
26	水	6 36	16 26	金	6 58	16 31	26	月	6 53	17 00	木	6 20	17 34			
27	木	6 37	16 26	土	6 58	16 31	27	火	6 52	17 01	金	6 19	17 35			
28	金	6 38	16 26	日	6 59	16 32	28	水	6 52	17 02	土	6 17	17 36			
29	土	6 39	16 25	月	6 59	16 33	29	木	6 51	17 03						
30	日	6 39	16 25	火	6 59	16 34	30	金	6 50	17 04						
							31	土	6 49	17 06						

計算基準点：新潟（東経139度07分 北緯37度02分 高さ0m）　［資料提供：国立天文台］

※狩猟をしようとする地域で「日の出」「日の入」時刻は変わることがありますので、新聞等のこよみにより確認してください。
なお、県内の極東・極西地点における狩猟開始日及び終終日のそれぞれの「日の出」「日の入」時刻は次のとおりです。

地点	令和7年11月15日 日の出	令和7年11月15日 日の入	令和8年3月15日 日の出	令和8年3月15日 日の入
極東（村上市三面）	6：22	16：29	5：53	17：48
極西（糸魚川市市振漁川）	6：27	16：40	6：01	17：56

［資料提供：国立天文台］

◎電灯線・電話線の付近では発砲しないでください◎

★銃器は保管庫に保管してください★

印刷　㈱ハイングラフ
新潟市西区小針1丁目11番6号
☎ 025-233-0321㈹
版権所有　㈱武建堂

新潟県環境局環境対策課